

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年7月4日 条例第29号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">〔1条～2条 省略〕</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる建築行為又は開発行為については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業として行う建築行為及び開発行為</p> <p>(2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域又は同項第9号に規定する臨港地区内において行う建築行為及び開発行為</p> <p>(3) 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内において同条第2項の規定により定められた地区整備計画に基づいて行う建築行為及び開発行為</p> <p>(4) 都市計画法第29条第1項第9号に掲げる開発行為</p> <p>(5) 災害のため必要な応急措置として行う建築行為及び開発行為で規則で定めるもの</p> <p>(6) 自己の居住の用に供する住宅で規則で定めるものの建築行為及び当該建築行為の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(7) 軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの</p> <p style="text-align: center;">〔以下 省略〕</p>	<p style="text-align: center;">〔1条～2条 省略〕</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる建築行為又は開発行為については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業として行う建築行為及び開発行為</p> <p>(2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域又は同項第9号に規定する臨港地区内において行う建築行為及び開発行為</p> <p>(3) 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内において同条第2項の規定により定められた地区整備計画に基づいて行う建築行為及び開発行為</p> <p>(4) 都市計画法第29条第1項第10号に掲げる開発行為</p> <p>(5) 災害のため必要な応急措置として行う建築行為及び開発行為で規則で定めるもの</p> <p>(6) 自己の居住の用に供する住宅で規則で定めるものの建築行為及び当該建築行為の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>(7) 軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの</p> <p style="text-align: center;">〔以下 省略〕</p>

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則（平成15年11月28日 規則第120号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">〔第1条～第2条 省略〕</p> <p>(応急措置として行う建築行為及び開発行為)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第<u>10号</u>に掲げる開発行為</p> <p style="text-align: center;">〔第4条 省略〕</p> <p>(軽易な行為等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 都市計画法第29条第1項第<u>11号</u>に掲げる開発行為</p> <p>(4)・(5)・(6)・(7)・(8) 略</p> <p style="text-align: center;">〔第6条～第20条 省略〕</p> <p>(許可を要しない開発行為等)</p> <p>第21条 略</p> <p>(1) 都市計画法第29条第1項第<u>5号</u>に掲げる開発行為 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項若しくは第2項に規定する認可の申請を行う日</p> <p>(2) 都市計画法第29条第1項第<u>6号</u>に掲げる開発行為 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項に規定する認可の申請を行う日</p> <p>(3) 都市計画法第29条第1項第<u>7号</u>に掲げる開発行為 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項又は第37条第1項に規定する認可の申請を行う日</p> <p style="text-align: center;">〔以下 省略〕</p>	<p style="text-align: center;">〔第1条～第2条 省略〕</p> <p>(応急措置として行う建築行為及び開発行為)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第<u>11号</u>に掲げる開発行為</p> <p style="text-align: center;">〔第4条 省略〕</p> <p>(軽易な行為等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 都市計画法第29条第1項第<u>12号</u>に掲げる開発行為</p> <p>(4)・(5)・(6)・(7)・(8) 略</p> <p style="text-align: center;">〔第6条～第20条 省略〕</p> <p>(許可を要しない開発行為等)</p> <p>第21条 略</p> <p>(1) 都市計画法第29条第1項第<u>6号</u>に掲げる開発行為 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項若しくは第2項に規定する認可の申請を行う日</p> <p>(2) 都市計画法第29条第1項第<u>7号</u>に掲げる開発行為 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項に規定する認可の申請を行う日</p> <p>(3) 都市計画法第29条第1項第<u>8号</u>に掲げる開発行為 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項又は第37条第1項に規定する認可の申請を行う日</p> <p style="text-align: center;">〔以下 省略〕</p>